

1 平成30年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 ^{きん} 団体	2	1	0	1
		補助金等交付団体	2	2	0	0
		指 定 管 理 者	1	1	0	0
	計		5	4	0	1
	指導事項	出資・出捐 ^{きん} 団体	7	2	0	5
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	2	2	0	0
	計		10	5	0	5
	検討事項	出資・出捐 ^{きん} 団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐 ^{きん} 団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	2	0	2	0
		指 定 管 理 者	1	1	0	0
	計		3	1	2	0
	指導事項	出資・出捐 ^{きん} 団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	1	1	0	0
	計		2	2	0	0
	検討事項	出資・出捐 ^{きん} 団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
合 計		20	12	2	6	

※「今回措置を講じたもの」については、令和元年6月27日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

平成 30 年度

(1) 所管機関監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

補助金等交付団体

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
医療福祉 連携推進課	医療法人香徳会	医療法人香徳会に対する岐阜県病院内保育所夜間運営費補助金において、開所時間の要件を満たさない保育実施日数を含めて補助対象経費を算定していたことにより、補助金 82,000 円が過大交付となっており、実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	当課から当該法人へ過去 5 年分の調査を指示し、過大受給となっていた平成 29 年度分 82,000 円に加えて、平成 25 年度から平成 28 年度補助金過大受給分 560,000 円について、平成 30 年 12 月 25 日に返還されたことを確認した。 また、実績報告書の確認が適切ではなかったため、平成 30 年度分の実績報告時に、他の補助対象団体に対しても、保育日誌等の根拠資料の提出を指示し、補助対象経費の算定誤りがないことを確認した。 今後も根拠資料を確実に確認し、複数の職員による確認を徹底しながら、適正な実績報告の審査を行う。
医療福祉 連携推進課	医療法人香徳会	医療法人香徳会に対する岐阜県新人看護職員研修事業費補助金において、実際の研修時間数とは異なる時間数をもって補助対象となるべき人件費を算定していたことにより、補助金 16,000 円が過大交付となっており、実績報告書の審査及び確認が十分に行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	当課から当該法人へ過去 5 年分の調査を指示し、調査の結果、過大受給となっていた平成 29 年度分 16,000 円について、平成 30 年 12 月 25 日に返還されたことを確認した。 当該補助金は、平成 29 年度で廃止となったが、今後、類似の補助金において、このような算定誤りをしないよう、適正に審査及び確認を行う。